

年次情報申告書の提出義務 について

KPMG in Mexico

今日現在、多くの企業において、税務当局（SAT）へ提出するためのDictamen Fiscalの作成作業が行われていることと思います。この申告書はメキシコにおける年度末の税務コンプライアンスの1つであり、提出が選択制になった今日でも多くの日系企業が行っている代表的な情報申告書として位置付けられています。一方、当該Dictamen Fiscalのほかにも納税者に対してSATが義務付けている、確定申告書に加えた企業の税金に関する附則情報や情報申告書が他にもいくつか存在し、かつ、提出時期や提出内容が類似しながらも異なっていることから多くの日系企業の経営者にとってメキシコの年次税金コンプライアンスがわかりにくくなっている原因となっております。そのため、本ニュースレターにおいてはそれぞれの年次情報申告書の概要について解説いたします。

目次

1. 年次情報申告書の概要
2. DIM
3. ISSIF
4. Dictamen Fiscal

1. 年次情報申告書の概要

メキシコ連邦税務基本法（CFF）およびメキシコ所得税法（ISR）上、メキシコ企業が確定申告書に加えて税務当局（SAT）に提出しなければならない、あるいは提出することができる代表的な情報申告書は、以下となります。

- Declaración Informativa Múltiple (DIM)
- Informacion Sobre Situacion Fiscal (ISSIF)
- Dictamen Fiscal

DIMおよびISSIFは要件を満たした企業に提出義務が課せられ、Dictamen Fiscalは要件を満たした企業が任意に提出を選択することができるものとなります。それぞれの情報申告書の詳細につきましては、以下のとおりとなります。

2. DIM

DIMの概要は、以下のとおりとなります。なお、DIMはほとんどすべての日系企業にとって提出義務のある情報申告書になると思われます。

- 提出義務のある企業

以下のいずれかの要件を満たす企業は、DIMをSATへ提出することが求められます。

- ✓ メキシコ非居住者または外国法人（海外居住者）からの借入金がある企業
- ✓ 海外関連者との取引を行っている企業
- ✓ 信託取引を行っている企業

- 提出期限

- ✓ Annex 9以外は、2月15日が提出期限となります。
- ✓ Annex 9の提出期限については、以下のとおりとなります。
 - Dictamen Fiscalを提出することを選択した企業はDictamen Fiscalの提出期限（7月15日）
 - 上記以外の企業は、確定申告書の提出期限（3月31日）

- 提出内容

DIMは、2の一般情報および3の別表により構成されます。なお、別表につきましては、企業は該当する項目のみを提出することで足りません。

	内容
一般情報	納税者情報、法定代理人情報
別表	
Annex 04	海外居住者からの借入に関する情報
Annex 09	海外関連者との取引に関する情報
Annex 10	信託取引に関する情報

3. ISSIF

ISSIFの概要は、以下のとおりとなります。

- 提出義務のある企業

以下のいずれかの要件を満たす企業は、ISSIFをSATに提出することが求められます。

- ✓ 収益（益金）が791,501,760MXN以上ある企業（※1）
- ✓ 前事業年度末日時点において上場株式を保有している企業
- ✓ 連結納税制度を採用している企業
- ✓ 国有企業
- ✓ メキシコ国内にPE（恒久的施設）を有している外国法人
- ✓ 海外居住者と取引のある企業（※2）

（※1）2019年度分提出のための数値基準となります。毎年金額が変動する点ご注意ください。

（※2）当該要件のみに該当する企業のうち、海外居住者との取引金額が100,000,000MXN未満の場合は、ISSIFを提出しないことを選択できます。

- 提出期限

ISSIFの提出期限は、確定申告書と同じ3月31日となります。

- 提出内容

ISSIFは、3の一般情報および26の別表により構成されます。

	内容
一般情報	納税者情報、法定代理人情報、その他一般情報
別表	
Annex 01-04	財務諸表（B/S, P/L, S/S, C/F）
Annex 05-08	P/L明細（売上、売上原価、SGA、その他収益・費用、金融収益・費用）に関する情報
Annex 09	税金に関する情報
Annex 10	法人税に関する調整表（会計と税務の差異）
Annex 11(*)	海外居住者とのデリバティブ取引に関する情報
Annex 12(*)	海外の子会社・グループ会社に対する投資に関する情報
Annex 13(*)	株主等に関する情報
Annex 14	法人税とVATに関する調整表（会計上の収益と税務上の収益）
Annex 15-16(*)	関連者との取引に関する情報
Annex 17	その他の情報
Annex 18-21	旧連結納税制度に関する情報
Annex 22(*)	海外居住者との取引に関する情報
Annex 23	投資に関する情報
Annex 24(*)	外貨建債権債務に関する情報
Annex 25(*)	海外居住者からの借入に関する情報
Annex 26	繰越欠損金に関する情報

(*) ISSIF提出義務のある企業のうち、“海外居住者と取引のある企業”の要件にのみ該当する企業は、すべてのAnnexを提出する必要はなく、(*)のついたAnnexのみを提出することが可能です。

4. Dictamen Fiscal

Dictamen Fiscalの概要は、以下のとおりとなります。

- 税務監査とDictamen Fiscal

メキシコにおいて、一定規模の企業は、メキシコ公認会計士（以下、監査人）による税務監査を受けることを選択することができます。すなわち、税務監査を受ける企業は、税金計算の妥当性や会計帳簿と明細との整合性、未払税金や納税の状況等が監査人により検証されることとなります。その結果、税務監査報告書および添付書類一式（情報申告書）がデータとしてSATへ提出されることとなります。

税務監査を受ける企業は、確定申告の提出期限内（3月31日まで）に税務監査を受ける旨を表明することが必要となります。なお、税務監査を受ける場合はその前提となる財務諸表に対する会計監査も必要となる点ご注意ください。

- Dictamen Fiscalの提出を選択できる企業

以下のいずれかの要件を満たす企業は、Dictamen Fiscalを提出することを選択できます。

- ✓ 収益（益金）が122,814,830 MXN以上の企業（※）
- ✓ 総資産が97,023,720 MXN以上の企業（※）
- ✓ 月平均300人以上の従業員を雇用している企業

（※）2019年度分提出のための数値基準となります。毎年金額が変動する点ご注意ください。

- 提出期限

- ✓ 7月15日Dictamen Fiscalの提出を選択できる企業
- ✓ ただし、2019年度に係るDictamen Fiscalの提出に関して、7月15日までに未払税金の納付を済ませることを条件として8月31日まで提出期限が延長されている点にご留意ください。

- 提出内容

Dictamen Fiscalは、4の一般情報、28の別表および2つの質問書により構成されます。

	内容
一般情報	納税者情報、監査人情報、法定代理人、その他一般情報
別表	
Annex 01-04	財務諸表 (B/S, P/L, S/S, C/F) とその注記
Annex 05-08	P/L 明細 (売上、売上原価、SGA、その他収益・費用、金融収益・費用) に関する情報
Annex 09	税金に関する情報と宣誓書
Annex 10	税額支払いに関する情報
Annex 11	法人税に関する調整表 (会計と税務の差異)
Annex 12	海外居住者とのデリバティブ取引に関する情報
Annex 13	海外の子会社・グループ会社に対する投資に関する情報
Annex 14	株主等に関する情報
Annex 15	法人税と VAT に関する調整表 (会計上の収益と税務上の収益)
Annex 16-17	関連者との取引に関する情報
Annex 18	その他の情報
Annex 19-22	旧連結納税制度に関する情報
Annex 23	海外居住者との取引に関する情報
Annex 24	投資に関する情報
Annex 25	外貨建債権債務に関する情報
Annex 26	海外居住者からの借入に関する情報
Annex 27	繰越欠損金に関する情報
Annex 28	優遇税制国 (REFIPRES) に関する情報
質問書	
Questionnaire 01	監査に関する質問票
Questionnaire 02	移転価格に関する質問票

- Dictamen Fiscalを選択するメリット

税務監査を受ける主要なメリットとして、SATによる税務調査は、税務監査を行った監査人を通じてまず行われなければならないと規定されているため、SATによる企業に対する税務調査の防波堤の役割として機能する点があります。また、ISSIFの提出義務のある企業の場合、Dictamen Fiscalと類似した情報を確定申告期限 (3月31日) までに提出することが求められますが、Dictamen Fiscalを選択した場合、その提出期限が7月以降まで繰り延べされるため (当然監査を受ける作業が追加されるわけですが) より時間的に余裕あるスケジュールが可能となる点もメリットのひとつといえます。ただし、昨今見られるSATによる納税者メールボックス (Buzon Electronico) を通した、納税者に対して発せられる Invitation Letter のように、監査人を介さず直接SATが納税者へ説明を求める実例が見られるようになってきていることから、Dictamen Fiscalのメリットは年々薄まってきているかもしれません。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。